令和6年度
鳥獣保護区等位置図

大阪府

鳥獣保護区特別保護地区

1 箕面勝尾寺鳥獣保護区特別保護地区

区域　箕面勝尾寺鳥獣保護区内に設置されている府営箕面公園の区域のうち、箕面川の河川区域、滝道及びその法面（併せて幅員50メートルの区域に限る。ただし、府道豊中亀岡線から箕面川に下る部分にあっては、滝道の中心線から左右25メートルの区域とする。）並びに昆虫館及びその附属施設の区域を除いた区域
期間　令和4年11月1日から令和14年10月31日まで
面積　約70ヘクタール

鳥獣保護区

① 箕面勝尾寺鳥獣保護区

区域　箕面川の一の橋を起点とし、府営箕面公園と箕面観光ホテルの境界を北西進し、箕面市有林と国有林との境界に至り、同境界を西進して、箕面ゴルフ場の東端に至る。同所から箕面ゴルフ場と国有林との境界を北進し、市道箕面五月山線との交点に至り、同市道を北東にう回して箕面川ダム右岸に至る。同所からダム沿いに北進し、府道茨木能勢線との交点に至り、同府道を約200メートル南東進し、清水谷林道との交点に至る。同所から同林道を東進し、勝尾寺に通じる小道との交点に至り、同所から同小道を南進し、勝尾寺高山間の小道との交点に至る。同所から同小道を300メートル東北進し、勝尾寺林道に通じる小道との交点に至り、同小道を東南進し、勝尾寺林道との交点に至る。同所から同林道を南西進し、府道豊中亀岡線に至り、同府道を約200メートル西進し、国有林との境界に通じる小道との交点に至る。同所から同小道を南進し、勝尾寺と国有林との境界に至り、同境界からシラミ地蔵に通じる小道を南にう回して、シラミ地蔵に至り、旧茶園坂林道を西進し、府道豊中亀岡線との交点に至る。同所から同府道を南西進し、オヶ原林道と旧オヶ原林道に通じる小道との交点に至り、同所から同小道を南東進し、オヶ原林道を経て、旧オヶ原林道に通じる小道を南進し、旧オヶ原林道との交点に至る。同所から同林道を南進し、オヶ原林道を経て府道豊中亀岡線に至る。同府道を南西にう回し、府営箕面公園との境界に至り、同公園と民有地との境界沿いに西進し、起点に至る線で囲まれた区域
期間　令和4年11月1日から令和14年10月31日まで
面積　約629ヘクタール

② 生駒山鳥獣保護区

区域　大東市と東大阪市の境界線及び府道大阪生駒線の西側の路線の交会点を起点とし、順次、大東市と東大阪市の境界線、大阪府と奈良県の境界線、八尾市と柏原市の境界線、八尾市道南高安73号線、市道南高安68号線、市道南高安6018号線、市道南高安75号線、市道南高安54号線、市道南高安55号線、市道南高安6029号線、市道南高安6030号線、市道南高安58号線、市道南高安6043号線、市道南高安198号線、市道南高安217号線、市道東高安安中線、荒川、市道南高安23号線、市道南高安26号線、近畿日本鉄道信貴線、市道高安3号線、市道高安1号線、東大阪市道石切枚岡高安線、府道枚岡停車場線、近畿日本鉄道奈良線、市道石切東44号線、市道石切東34号線、市道布市日下線、市道孔舎衙東32号線、市道孔舎衙東29号線、市道孔舎衙東31号線及び府道大阪生駒線の西側の路線を経て起点に至る線で囲まれた区域
期間　令和3年11月1日から令和13年10月31日まで
面積　約2,100ヘクタール

③ 金剛山麓鳥獣保護区

区域　南河内郡千早赤阪村と奈良県との境界線のうち、伏見峠を起点とし、小道を約800メートル西進、伏見林道に至り、これより同林道を南西進し、府道富田林五条線との接点に至る。同所から同府道を北西進、長谷林道との接点に至り、これより同林道を北東進し、小道を通り旧赤阪村界に至る。同所から尾根づたいに南東進し、奈良県との境界線を経て起点に至る線で囲まれた区域
期間　令和3年11月1日から令和13年10月31日まで
面積　約326ヘクタール

④ 天野山鳥獣保護区

区域　河内長野市天野町、同市下里町及び堺市との交点を起点とし、同点から河内長野市天野町同市下里町との境界を南進し、下里農道との交点に至り、同点から同農道を東進し、市道門前下里線との交点に至り、同市道を南進し、市道下里口上条線との交点に至り、同点から同市道を東進し、国道170号（旧道）との交点（市立天野少年球技場付近）に至り、同国道を東進し、河内長野市天野町、同市下里町及び同市小山田町との交点に至る。同点から市道高向広野線を南進し、同線と接続している小道（同市天野町と同市旭ヶ丘の境界線）に至り、同点から同小道を南進し、同市天野町と同市日野との境界に至り、同境界を南西進し、同市天野町、同市日野及び和泉市との交点に至り、同点から河内長野市と和泉市の境界線を北進し、河内長野市、和泉市、堺市との境界の交点に至り、同点から河内長野市と堺市の境界を北進して起点に至る線で囲まれた区域
期間　令和5年9月1日から令和15年10月31日まで
面積　約348ヘクタール

⑤ 岩湧山鳥獣保護区

区域　大阪府河内長野市加賀田地区内において、岩湧寺参道と林道流谷線との交点を起点とし、同林道を東進、同林道とタケノの小道の交点に至り、同点から小道を東進、同小道と加賀田及び大見の境界線との交点に至り、同点から同境界線を南進、同境界線と大阪府及び和歌山県との境界線との交点に至り、同点から同境界線を西に進み標高852.8メートル地点に至り、同点から河内長野市滝畑及び加賀田の境界を西進、同境界線が北方へ曲がる地点から直線で岩湧山頂（標高897.7メートル）に至り、同山頂から直線でその北西の標高478.6メートルの山頂に至り、同点から直線で北東一徳防山頂（標高540.9メートル）に至り、同点から岩湧寺参道の標高270.0メートルの地点に至り同点から直線で起点に至る線で囲まれた区域
期間　平成30年11月1日から令和10年10月31日まで
面積　約600ヘクタール

⑥ 槇尾山鳥獣保護区

区域　和泉市と河内長野市との境界線のうち十五丁石地蔵を起点とし、桧原分岐から五ツ辻に至り、根来谷林道を北進、府道槇尾山仏並線の接点に至り、同点から府道を約850メートル北西進、これより峰づたいに約1,000メートル東へ進み、さらに峰づたいに約1,250メートル北へ進んだ点から直線で東へ約260メートル進み、府道滝畑境界線に至る。これより尾根を上り峰づたいに和泉市と河内長野市との境界線に至り、同境界線を経て起点に至る線で囲まれた区域
期間　令和3年11月1日から令和13年10月31日まで
面積　約399ヘクタール

⑦ 葛城牛滝鳥獣保護区

区域　葛城山頂を起点とし、峰づたいに北東進し、牛滝川と東風谷との合流点に達する尾根を下り、府道岸和田牛滝山貝塚線に至る。これより岩雄山に通じる尾根を上り、岸和田市と和泉市との境界線を南進、和歌山県との境界線に至り、同点から同境界線を経て起点に至る線（ブナ原生林区域を含む。）で囲まれた区域
期間　令和3年11月1日から令和13年10月31日まで
面積　約512ヘクタール

⑧ 犬鳴山鳥獣保護区

区域　府道泉佐野打田線のうち泉佐野市と和歌山県との境界線を起点とし、府道を北進、泉佐野市大木字トンゴに至り、同点を峰づたいに東進し、泉佐野市と貝塚市との境界線に至り、同境界線を経て和歌山県との境界線まで進み、同境界線を経て起点に至る線で囲まれた区域
期間　令和3年11月1日から令和13年10月31日まで
面積　約488ヘクタール

⑨ 妙見山鳥獣保護区

区域　府道国崎野間口線の妙見橋（阪急バス清滝口停留所）を起点として、同点から峰伝いに南南西に進み府道茨木能勢線に至り、これを南下する。途中、荒谷橋に至り、さらに680メートル同府道を南下したところで山道に入り、峰伝いに天台山頂に至る。これより谷に入り、西南西に谷を経て初谷に至り、林道初谷線との交点に至る。この点より谷を北西方面に約300メートル進み、更に北方に300メートル進んで兵庫県との境界に至る。同点から峰伝いに妙見山頂を経て大堂越まで進み、林道大堂越線を北に進み、山脚沿いに東進し、府道茨木能勢線に至り、同府道及び府道国崎野間口線を経て起点に至る線で囲まれた区域
期間　平成27年11月1日から令和7年10月31日まで
面積　約394ヘクタール

⑩ 地蔵寺鳥獣保護区

区域　河内長野市所在国道371号、市道清水惣代石仏線、府道加賀田片添線、府道加賀田片添線から市道青葉台ハイツ14号線に至る里道を経て、市道青葉台ハイツ14号線との交点へ至る。同点から266m東進し、市道青葉台ハイツ26号線との交点、市道青葉台ハイツ26号線、市道青葉台ハイツ26号線から市道清水惣代石仏線へ至る里道、市道唐久谷線、林道唐久谷線、林道唐久谷線から林道流谷線に至る小道、林道流谷線及び市道流谷線で囲まれた区域
期間　令和3年11月1日から令和13年10月31日まで
面積　約365ヘクタール

⑪ 紀泉高原鳥獣保護区

区域　阪南市所在国有林801、802、806、807の各林班、泉南郡岬町所在国有林810、811の各林班、鳥取池及び同池堤防を含む一円の区域
期間　令和6年11月1日から令和16年10月31日まで
面積　約305ヘクタール

⑫ 交野鳥獣保護区

区域　交野市と枚方市大字津田との境界の西端を起点とし、同境界を南東進し、大阪府と奈良県との境界に至り、同境界を南進し、交野市と四條畷市との境界線に至り、同境界を西進し、ゴルフクラブ四条畷敷地に沿って北西進し、通称大谷山道に至り、同山道を北進し、十方橋に至り、同橋を渡り、市道妙見東線に至り、同道路を北進し、妙見川との交点に至り、同川左岸堤防を北進し、市道阿茶谷線に至り、同道路を北東進し、大阪公立大学附属植物園との接点に至り、同点から植物園敷地に沿って北東進し、同園敷地東端に至り、同点から直線で標高119.9メートル（通称きんべえ山）に至り、同点から交野市営高区用水道タンクに直線で至り、同点から直線で標高216メートルのゴケバラの背に至り、同点から直線で鏡池西端に至り、同点から直線で関西電力送配電株式会社北河内線61号鉄塔に至り、同点から関西電力送配電株式会社北河内線59号鉄塔に至り、同点から北に直線で起点に至る線で囲まれた区域
期間　令和4年11月1日から令和14年10月31日まで
面積　約1,030ヘクタール

⑬ 和泉葛城山ブナ林鳥獣保護区

区域　和泉葛城山頂を起点とし、大阪府と和歌山県の境界線上を500メートル西進し、同点から尾づたいに北進し林道宿の谷線に至り、同点から尾根づたいに貝塚市と岸和田市との境界線に至り、同境界線上を50メートル北西進し、同点から谷を北東進し林道本谷線に至り、これより同林道を東進し林道牛滝線との交点に至り、同点から峰づたいに南進して起点に至る線で囲まれた区域
期間　平成29年11月1日から令和9年10月31日まで
面積　約57ヘクタール

⑭ 滝畑鳥獣保護区

区域　市道横谷線と府道河内長野かつらぎ線との交点を起点とし、同市道を南進し、岩湧山頂の北西方の標高482メートルの山頂と一徳防山頂を直線で結んだ線と同市道の交点に至り、同点から岩湧山頂の北西方の標高482メートルの山頂に至り、同点から直線で同点と岩湧山頂を結んだ線と関西電力送配電株式会社和泉線との交点に至り、同点から関西電力送配電株式会社和泉線の線下を関西電力送配電株式会社和泉線75鉄塔に至り、同点から峰づたいに西進し林道千石谷線との交点に至り、同点から直線で出合橋に至り、同橋から府道堺かつらぎ線を西進し、上山索道の起点に至り、同索道の線下を北進し、同索道の終点に至り、同点から直線で約300メートル北進し、和泉市と河内長野市との境界線上にある山頂（標高686メートル）に至り、同点から和泉市と河内長野市との境界線を北進し標柱に至り、同点から峰づたいに約130メートル東進し標高370メートルの山頂に至り、同点から直線で滝畑第二隧道の大阪方面出口に至り、同点から府道河内長野かつらぎ線を東進し起点に至る線で囲まれた区域
期間　令和5年11月1日から令和15年10月31日まで
面積　約656ヘクタール

⑮ 淀川鳥獣保護区

区域　淀川本川及び淀川河口部のうち、大阪府と京都府の境界と同境界から下流の左右岸堤防、阪神高速湾岸線、阪神高速湾岸線と大阪市矢倉緑地北西端を結ぶ最短線並びに大阪市矢倉緑地西側及び南側外周線で囲まれた区域並びに大阪市矢倉緑地の区域
期間　令和6年4月1日から令和16年10月31日まで
面積　約2,500ヘクタール

⑯ 男里川河口鳥獣保護区

区域　府道堺阪南線の男里川橋から下流の河口部までの左右岸堤防で囲まれた区域並びに河口部から右岸最北端までの右岸外周線、同最北端と離岸堤東端を最短線で結ぶ線、同東端と左岸最北端を最短線で結ぶ線及び同最北端から河口部までの左岸外周線で囲まれた区域
期間　平成27年11月1日から令和7年10月31日まで
面積　約25ヘクタール

⑰ 枚方鳥獣保護区

区域　枚方市、交野市の境界線と第二京阪道路との交点を起点とし、同道路を北北東進し、枚方市、京都府京田辺市の境界線に至る線より東南方向のすべての枚方市域
期間　平成30年11月1日から令和10年10月31日まで
面積　約1,080ヘクタール

⑱ 四條畷鳥獣保護区

区域　四條畷市と大東市、奈良県との境界線の接点を起点とし、同点から四條畷市と大東市との境界線を北進し、大阪府砂防設備神社谷砂溜工（整理番号22-01）に至る。大阪府砂防設備神社谷砂溜工（整理番号22-01）から四條畷神社の敷地西端に沿って北進し、市道南野9号線との交点に至る。同点から市道南野9号線を北進し、市道南野二丁目17号線との交点に至る。同点から市道南野二丁目17号線を北進し、権現川との交点に至る。同点から権現川を東進し、御机橋との交点に至る。同点から御机橋を北進し、市道南野8号線との交点に至る。同点から市道南野8号線を西進し、市道南野六丁目17号線との交点に至る。同点から市道南野六丁目17号線を北進し、国道163号との交点に至る。同点から国道163号を東進し、清滝橋北詰先の市道清滝下田原線との交点に至る。同点から市道清滝下田原線を東進し、讃良川との最北の交点に至る。同点から讃良川を北進し、大阪府砂防設備讃良川砂溜工（整理番号18-04）に至る。大阪府砂防設備讃良川砂溜工（整理番号18-04）から北に直線で四條畷市と交野市との境界線の交点に至る。同点から四條畷市と交野市との境界線を東進し、奈良県と四條畷市との境界線との交点に至る。同点から奈良県と四條畷市との境界線を南進し、国道163号との交点に至る。同点から国道163号を西進し、市道田原中央線との交点に至る。同点から市道田原中央線を南進し、市道大谷地線との交点に至る。同点から市道大谷地線を西進し、府道中垣内南田原線との交点に至る。同点から府道中垣内南田原線を西進し、府道大阪生駒線との交点に至る。同点から府道大阪生駒線を東進し、奈良県と四條畷市との境界線との交点に至り、同点から奈良県と四條畷市との境界線を南進し、起点に至る線で囲まれた区域
期間　令和元年11月1日から令和11年10月31日まで
面積　約1,100ヘクタール

特定猟具使用禁止区域（銃器）

1 宿野特定猟具使用禁止区域

区域　豊能郡能勢町宿野436番地の5及び437番地の1から437番地の4までにまたがる旧大阪府総合青少年野外活動センター敷地並びに436番地の1から436番地の4まで、438番地の1から438番地の3まで及び439番地の1から439番地の3までを含む一円の区域
期間　令和5年11月1日から令和15年10月31日まで
面積　約216ヘクタール

2 宿野北特定猟具使用禁止区域

区域　大路次川と京都府亀岡市の交点を起点とし、同川を南下し、豊中市野外活動センターのプール南端から同センターの敷地境界線を西進し、標柱1から標柱10を順次進み、能勢町宿野445-1と436-1の境界線に至り、同境界線を北進し、亀岡市境界との交点に至り、同境界を東進し起点に至る線で囲まれた区域
期間　令和6年11月1日から令和16年10月31日まで
面積　約29ヘクタール

3 能勢特定猟具使用禁止区域

区域　林道鳥の首線、町道大口屋線、町道山辺砂原線、町道上山辺行者線及び大阪府境界杭標柱1から標柱10までを順次結んだ線で囲まれた区域
期間　平成28年11月1日から令和8年10月31日まで
面積　約94ヘクタール

4 山辺特定猟具使用禁止区域

区域　町道東山辺砂原線と町道上山辺行者線の交点を起点とし、同上山辺行者線を北進、旧能勢の郷野外活動センターの敷地に沿って北西進、林道鳥の首線に至り、旧府営林境界沿いに小尾根を北進、大阪府と京都府の境界に至り、境界沿いに東進、旧大阪府総合青少年野外活動センター敷地境界に至り、敷地境界沿いを剣尾山頂を経て尾根筋を南東進、同センター敷地境界が尾根上で終わる地点から標柱7から標柱14までを順次結び起点に至る線で囲まれた区域
期間　平成28年11月1日から令和8年10月31日まで
面積　約304ヘクタール

5 能勢町市街地特定猟具使用禁止区域

区域　府道園部能勢線と下宿野剣尾山線との交差点を起点とし、町道宿野2号線を南東に進み、山百合橋を渡り一庫大路次川左岸を南下、七田橋を渡り町道森上平通線を北西に進み、国道173号線に至る手前約200メートルを西南へ谷沿いに進み、国道173号線沿いの地目界（山林と道路の境界）を南進、新橋より山田川左岸を通り下田大橋を横切り府道宿野下田線沿いに一庫大路次川を約600メートル南下し、町道下田宮谷線を横切り地目界（山林と田畑の境界）を北進、能勢町立能勢小学校、能勢町立能勢中学校を北西に進み、町道平野線を横切り山田川右岸沿いに北西に進み、塩坪橋より国道173号線を北進、森上大橋より山田川右岸を北西進、町道今西稲地線を通り府道島能勢線を約50メートル北西に進み、地目界（山林と田畑の境界）を東進、町道森上塩栗橋線に至り、更に地目界（山林と田畑の境界）を通り、国道173号線山辺口交差点に至り、城山橋より山辺川左岸を南進、地目界（山林と田畑の境界）を府道島能勢線に平行して進み、更に府道宿野下田線に平行して地目界（山林と田畑の境界）を北東に進み、町道大里2号線を横切り、町道宿野砂原線を通り、府道園部能勢線を通り起点に至る線で囲まれた区域
期間　平成30年11月15日から令和10年10月31日まで
面積　約150ヘクタール

6 平野特定猟具使用禁止区域

区域　府道能勢猪名川線と町道塩新田堂線との交差点を起点とし、府道能勢猪名川線を猪名川町方面に約400メートル南進し、私道を約200メートル東進し山林に至り、尾根線沿いに町道下柳上所線に至るまで下り、山地界を西進し、府道能勢猪名川線に至り、起点に至る線で囲まれた区域
期間　令和4年11月15日から令和14年11月14日まで
面積　約10ヘクタール

7 ときわ台東ときわ台光風台特定猟具使用禁止区域

区域　東ときわ台高区配水池を起点とし、東ときわ台地区と吉川地区の境界を南進し、箕面市との境界線に至る。同点より同境界線上を西進し、兵庫県川西市との境界線に至る。同点より同境界線上を500メートル北進、さらに900メートル南西進し、光風台6丁目地内汚水処理場東側地点に至る。同点より住宅地と山林の境界線上を300メートル南西進し、国道477号線に至る。さらに同国道より住宅地と山林の境界線上を500メートル北西進し、再び兵庫県川西市との境界線に至る。同点より同境界線上を北西進し、兵庫県川西市、豊能町光風台地区、吉川地区の交点に至る。同点より光風台地区、吉川地区境界線上を800メートル北東進、さらにときわ台地区、吉川地区境界線を500メートル北東進し、吉川浄水場に至る。同点より同境界線上を500メートル東進、さらに東ときわ台地区、吉川地区境界線上を400メートル東進、300メートル南進し、起点に至る線で囲まれた区域
期間　令和2年11月15日から令和12年11月14日まで
面積　約185ヘクタール

8 新光風台特定猟具使用禁止区域

区域　光風台大橋を起点とし、新光風台地区、吉川地区境界線上を西南西進し、兵庫県川西市との境界線に至る。同点より同境界線上を北西進し兵庫県川西市、豊能町新光風台地区、吉川地区の交点に至る。同点より新光風台地区、吉川地区境界線上を北進し、新光風台低区配水池に至る。同点より同境界線上を600メートル東進、さらに1,000メートル南進し、起点に至る線で囲まれた区域
期間　令和2年11月15日から令和12年11月14日まで
面積　約73ヘクタール

9 止々呂美特定猟具使用禁止区域

区域　水と緑の健康都市特定土地区画整理事業区域の境界と国道423号の交点にある境界標柱5K-149を起点とし、同区域と下止々呂美地区との境界を西進し標柱5K-148から標柱5K-1、引き続き標柱1K-1038から標柱1K-981へ順次進み、同標柱から直線で標柱1K-17に至る。同区域と下止々呂美地区の境界を南進し標柱1K-16から標柱1K-1、引き続き標柱2K-684から標柱2K-637へ順次進み標柱2K-636に至る。同標柱から箕面市と兵庫県川西市の境界を北上し標柱2K-635から標柱2K-58へ順次進み標柱2K-57に至る。同標柱から箕面市と豊能郡豊能町との境界を東進し豊能郡豊能町吉川止々呂美線の交点にある標柱2K-1に至り、同境界を尾根づたいに東進し標柱3K-146から標柱3K-27を順次進み標柱3K-26に至る。同標柱から水と緑の健康都市特定土地区画整理事業区域と上止々呂美地区との境界を南進し、標柱3K-25から標柱3K-1、引き続き標柱4K-155から標柱4K-1、引き続き標柱5K-201から標柱5K-150へ順次進み起点に至る線で囲まれた区域
期間　平成29年11月1日から令和9年10月31日まで
面積　約390ヘクタール

10 希望ヶ丘特定猟具使用禁止区域

区域　希望ヶ丘高区配水池を起点とし、希望ヶ丘地区、木代地区境界線上を600メートル南進し、阪急バス豊能営業所に至る。同点より同境界線上を1,300メートル北西進し、希望ヶ丘1号公園に至る。同点より同境界線上を400メートル北東進し、希望ヶ丘1丁目北端部に至る。同点より同境界線上を800メートル東進し、希望ヶ丘地区、木代地区、切畑地区の交点に至る。同点より希望ヶ丘地区、切畑地区の境界線上を500メートル南東進し起点に至る線で囲まれた区域
期間　令和2年11月15日から令和12年11月14日まで
面積　約57ヘクタール

11 茨木北特定猟具使用禁止区域

区域　市道長谷中央南線と府道余野車作線との交点を起点とし、同府道を西進し、茨木市と豊能郡豊能町との境界線との交点に至り、同境界線を北進し、茨木市と京都府の境界線との交点に至り、同境界線を東進し、清阪峠に至り、同峠から府道豊中亀岡線を南進し、市道清阪本線との交点に至り、同市道を北進し、市道清阪1号線との交点に至り、同市道を西進し、市道清阪7号線、市道清阪6号線、市道長谷6号線を経て、同市道終点から農道を西進し、市道長谷中央北線との交点に至り、同市道を南進し、市道長谷中央南線を経て起点に至る線で囲まれた区域
期間　令和5年11月1日から令和15年10月31日まで
面積　約216ヘクタール

12 上音羽特定猟具使用禁止区域

区域　府道余野茨木線と市道上音羽14号線の交点を起点とし、同市道、林道深谷線、市道上音羽16号線を経て市境に至り、市境を北上して府道余野茨木線との交点から同府道、市道上音羽7号線、市道下音羽上音羽線、市道上音羽11号線、市道上音羽10号線、府道余野茨木線を経て起点に至る線で囲まれた区域
期間　平成30年11月15日から令和10年11月14日まで
面積　約73ヘクタール

13 清渓見山特定猟具使用禁止区域

区域　府道余野茨木線と市道上音羽14号線との交点を起点とし、同市道を西進し、林道深谷線、市道上音羽16号線　を経て豊能町界隣接の林道中里深谷線（山脈自然歩道）を南進し、市道泉原3号線（東海自然歩道）を東進して　同4号線、同5号線を経て府道豊中亀岡線に至り、同府道を経て市道泉原千提寺線を東進し、府道茨木摂津線を　北進して府道豊中亀岡線に至り、市道下音羽9号線（キリシタン自然歩道）、市道下音羽上音羽線を西進し、市　道上音羽11号線、同10号線、府道余野茨木線を経て起点に至る線で囲まれた区域
期間　平成27年11月1日から令和7年10月31日まで
面積　約470ヘクタール

14 石河・清渓特定猟具使用禁止区域

区域　府道余野茨木線と府道忍頂寺福井線との福井における交点を起点とし、そこから府道余野茨木線、府道茨木摂津線、市道佐保16号線、市道佐保15号線、市道佐保13号線、市道佐保12号線、更に府道余野茨木線を北上し、市道泉原千提寺線、府道茨木摂津線、府道茨木亀岡線、旧府道茨木亀岡線を経て、大字車作と大字生保の境界線、大字福井と大字生保の境界線を西進し、府道茨木亀岡線に至り、同線を150メートル南進し、市道山手台七丁目生保線、市道山手台五丁目山手台六丁目線を経て、市道山手台五丁目山手台六丁目線と市道山手台57号線との交点から東進して府道茨木亀岡線に至り、府道茨木亀岡線を30メートル東進し、その地点から南進して市道山手台79号線に至り、同線を経て、市道山手台78号線、市道山手台80号線から山手台東町と大字桑原との境界線を北進して市道桑原2号線に至り、同線を経て、市道山手台88号線、市道山手台89号線、更に市道山手台85号線の終点から20メートル南進し、市道山手台中央線の交点に至り、同線を経て、市道山手台二丁目山手台一丁目線、市道山手台90号線、市道山手台中央線、府道忍頂寺福井線を経て、起点に戻る各線で囲まれた区域
期間　令和4年11月15日から令和14年11月14日まで
面積　約844ヘクタール

15 茨木特定猟具使用禁止区域

区域　茨木市と箕面市との境界線と府道茨木・能勢線の交点を起点とし、同線を経て、市道宿久庄23号線、更に市道宿久庄7号線の終点から30メートル南進し、市道宿久庄二丁目安威一丁目線の交点に至り、同線を経て、警察病院南東角から北進し、市道室山8号線との交点に至り、同線を経て、市道室山6号線、市道室山2号線、市道室山6号線、市道西福井三丁目室山一丁目線、府道余野・茨木線、更に市道東福井13号線の終点から200メートル東進し、真龍寺前を南進し、市道東福井8号線の交点に至り、同線を経て、市道西安威一丁目東福井線の交点から50メートル東進し、市道西安威4号線の起点に至り、同線を経て、終点から170メートル東進し、市道安威7号線の終点に至り、同線を経て、市道安威2号線、市道安威3号線、市道安威一丁目安威三丁目線を経て、府道茨木亀岡線との交点から北進し、長ヶ橋北角から20メートル東進し、茨木市と高槻市との境界に至り、同境界から茨木市と摂津市との境界、茨木市と吹田市との境界、茨木市と箕面市との境界線を経て、起点に至る各線で囲まれた区域
期間　令和2年11月15日から令和12年11月14日まで
面積　約3,273ヘクタール

16 箕面特定猟具使用禁止区域

区域　箕面市と池田市との境界線と国有林と箕面市有林との境界線上の尾根道の交点を起点とし、同尾根道（国有林と箕面市有林との境界線）を東進し、府営箕面公園と箕面観光ホテルの境界を経て、箕面川の一の橋に至り、同所から府営箕面公園と私有地との境界を東進してオヶ原林道との交点に至り、同林道を約1,850メートル北東進し、同所から小道を北進後、府道豊中亀岡線との交点に至り、同府道を東北進し旧茶園坂林道との交点に至り、同旧林道を東進しシラミ地蔵に至り、同所から小道を北進し府道豊中亀岡線に至り、同府道を200メートル東進し勝尾寺林道との交点に至り、同林道を300メートル東北進し勝尾寺園地広場入口に至り、同所から小道を北西進し東海自然歩道との交点に至り、同所から東海自然歩道を北進し豊能郡豊能町との境界に至り、同境界を東進し豊能郡豊能町、茨木市、吹田市、豊中市、池田市との境界を進み、起点に至る線で囲まれた区域
期間　平成29年11月15日から令和9年11月14日まで
面積　約2,858ヘクタール

17 池田特定猟具使用禁止区域

区域　国道173号線と国道423号線の交点木部交差点を起点とし国道173号線を980メートル南下し中橋交差点に至る。同交差点より市道池田北8号線を200メートル東進し、府道池田箕面線に至り同道を2,500メートル東進し箕面市との境界線に至る。箕面市との境界線を南下し、箕面市、豊中市との境界線に至り、更に豊中市との境界線を南下し、豊中市、伊丹市の境界線に至る。伊丹市との境界線を西進し、伊丹市、川西市との境界線に至り、川西市との境界線を北上し加茂井堰に至る。加茂井堰を渡り、市道細河第22号線を60メートル南下し市道細河第53号線を110メートル東進し起点に至る線で囲まれた地域
期間　令和2年11月15日から令和12年11月14日まで
面積　約970ヘクタール

18 高槻原特定猟具使用禁止区域

区域　高槻市原地内の本山寺自然環境保全地域の南端と接する東海自然歩道の標高480.9メートルの地点を起点とし、同自然歩道を南東進、林道本山寺線との分岐点に至り、同所より同林道を南進、林道際面ヶ谷線との分岐点に至り、林道際面ヶ谷線を約450メートル南南西進、標高221.9メートルの地点に至り、同所より尾根を約100メートル南進、標高244.2メートルの地点に至り、同所より尾根沿いに約30メートル西進後、さらに尾根沿いに約80メートル南進、標高248.3メートルの地点に至り、同所より約120メートル西進、標高256.3メートルの地点に至り、同所より尾根沿いに約70メートル南南西進後、さらに尾根沿いに約140メートル西北西進、標高246.9メートルの地点に至り、同所より約270メートル南南西進、谷に至り、同所より尾根を北西進、標高188.1メートルの地点を通って林道際面ヶ谷線に至り、同所より同林道を約100メートル東北東進、標高163.5メートルの地点に至り、同所より尾根を北北東進、標高209.3メートルの地点に至り、同所より尾根を約200メートル北進、同所より谷を約100メートル北西進、同所より谷を約250メートル北北東進、同所より尾根を約100メートル北北西進、標高269.4メートルの地点に至り、同所より尾根を約100メートル北北東進、標高266.3メートルの地点に至り、同所より尾根を約550メートル北東進、標高392.3メートルの地点に至り、同所より尾根を約900メートル北進、標高488.9メートルの地点を通って起点に至る線で囲まれた区域
期間　平成28年11月15日から令和8年11月14日まで
面積　約100ヘクタール

19 高槻特定猟具使用禁止区域

区域　名神高速道路、府道枚方亀岡線との交点を起点とし、名神高速道路、府道萩谷西五百住線、高槻市と茨木市との境界線、府道萩谷西五百住線、府道萩谷西五百住線から北大阪変電所の北端に至る小道、北大阪変電所北端の小道から林道市後谷線に通じる小道に至る水路、林道市後谷線に通じる小道、林道市後谷線、市道原28号線、市道原29号線、市道原東条下条線及び府道枚方亀岡線を経て起点に至る線で囲まれた区域
期間　令和4年11月1日から令和14年10月31日まで
面積　約600ヘクタール

20 高槻南特定猟具使用禁止区域

区域　高槻市と摂津市、茨木市との境界線の接点を起点として、高槻市と茨木市との境界線を北進し、名神高速道路に至り、同道路を北東進し、梶原トンネルに至り、同所より、梶原1丁目と同2丁目の境の市道を南進し、旧西国街道に至り、同街道を北東進し、島本町との境界に至り、同境界に沿って淀川右岸堤防に至り、同所より淀川　右岸堤防を南進し、摂津市との境界線を経て起点に至る線で囲まれた区域
期間　令和元年11月15日から令和11年11月14日まで
面積　約3,322ヘクタール

21 島本特定猟具使用禁止区域

区域　島本町と京都府の境界線と淀川右岸堤防との交点を起点とし、淀川右岸堤防を南南西に進み、島本町と高槻市の境界線に至り、同境界線上を北西に進み、名神高速道路を北北東に進み、島本町と京都府の境界に至り、同境界線上を南東に進み起点に至る線で囲まれた区域
期間　令和元年11月15日から令和11年11月14日まで
面積　約385ヘクタール

22 豊中特定猟具使用禁止区域

区域　豊中市全域
期間　令和2年11月15日から令和12年11月14日まで
面積　約3,660ヘクタール

23 吹田特定猟具使用禁止区域

区域　吹田市と大阪市、豊中市との境界線の接点を起点とし、吹田市と豊中市との境界線、吹田市と箕面市との境界線、吹田市と茨木市との境界線、吹田市と摂津市との境界線、吹田市と大阪市との境界線を経て起点に至る線で囲まれた区域
期間　令和元年11月15日から令和11年11月14日まで
面積　約3,611ヘクタール

24 摂津特定猟具使用禁止区域

区域　摂津市と大阪市、吹田市との境界線の接点を起点として、摂津市と吹田市との境界線、摂津市と茨木市との境界線、摂津市と高槻市との境界線を経て淀川の右岸堤防に至り、同所より右岸堤防を南進し、大阪市との境界を経て、摂津市と大阪市との境界線を進み、起点に至る線で囲まれた区域
期間　令和元年11月15日から令和11年11月14日まで
面積　約1,487ヘクタール

25 枚方特定猟具使用禁止区域

区域　枚方市と京都府との境界線と淀川左岸の堤防との交点を起点とし、枚方市と京都府との境界線を経て第二京阪道路に至り、同所より第二京阪道路に沿って南進し、枚方市と交野市との境界線に至り、同所より枚方市と交野市との境界線を西進し、枚方市と寝屋川市との境界線を経て淀川左岸の堤防に至り、同所より淀川左岸の堤防を北進し、起点に至る線で囲まれた区域
期間　平成30年11月1日から令和10年10月31日まで
面積　約5,110ヘクタール

26 寝屋川市特定猟具使用禁止区域

区域　寝屋川市と枚方市との境界線と淀川左岸の堤防との交点を起点とし、寝屋川市と枚方市との境界線、寝屋川市と交野市との境界線、寝屋川市と四條畷市との境界線、寝屋川市と大東市との境界線、寝屋川市と門真市との境界線、寝屋川市と守口市との境界線を経て淀川左岸の堤防に至り、同所から淀川左岸の堤防に沿って北進し、起点に至る線で囲まれた区域
期間　令和元年11月15日から令和11年11月14日まで
面積　約2,364ヘクタール

27 門真特定猟具使用禁止区域

区域　門真市全域
期間　平成30年11月1日から令和10年10月31日まで
面積　約1,228ヘクタール

28 交野特定猟具使用禁止区域

区域　交野市所在、大阪府警察学校敷地跡東端より東進し枚方市と交野市との境界線との交差点を起点とし、同境界を西進し、天野川沿いの同境界を南進し、後に南西進し、交野市と寝屋川市との境界線に至り、同境界を南進し、交野市と四條畷市との境界に至り、同境界を東進し、四條畷カントリークラブ敷地に沿って東進し、通称大谷山道（府民の森ほしだ園地境界）に至り、同山道を北進（川沿い）し、十方橋に至り、同橋を渡り、市道妙見東24号線に至り、同道路を北進し、妙見川との交点に至り、同川左岸堤防を北進し、妙見橋に至り、同橋を東に渡り、同川右岸堤防を南進し、市道阿茶谷線に至り、同道路を北進し、大阪市立大学理学部附属植物園との接点に至り、同点から植物園敷地に沿って北東進し、同園敷地東端に至り、同点から直線で標高119.9メートル（通称きんべえ山）に至り、同点から交野市水道局所管高区配水池に直線で至り、同点から直線で標高216メートルのゴケバラの背に至り、同点から直線で高天原本宮奥津宮神社西端に至り、同点から直線で関西電力株式会社北河内線61号鉄塔に至り、同点から関西電力株式会社北河内線59号鉄塔に至り、同点から北に直線で起点に至る線で囲まれた区域
期間　平成29年11月1日から令和9年10月31日まで
面積　約1,525ヘクタール

29 四條畷特定猟具使用禁止区域

区域　大阪府砂防設備讃良川砂溜工（整理番号18-04）を起点とし、同点から北に直進し、四條畷市と交野市との境界線の交点に至り、同点から四條畷市と交野市との境界線を西進し、四條畷市、交野市及び寝屋川市との境界線の交点に至り、同点から四條畷市と寝屋川市との境界線を西進し、四條畷市、寝屋川市及び大東市との境界線の交点に至り、同点から四條畷市と大東市との境界線を東進し、大阪府砂防設備神社谷砂溜工（整理番号22-01）に至り、同点から四條畷神社の敷地西端に沿って北進し、市道南野9号線との交点に至り、同点から市道南野9号線を北進し、市道南野2丁目17号線との交点に至り、同点から市道南野2丁目17号線を北進し、権現川との交点に至り、同点から権現川を東進し、御机橋との交点に至り、同点から御机橋を北進し、市道南野8号線との交点に至り、同点から市道南野8号線を西進し、市道南野6丁目17号線との交点に至り、同点から市道南野6丁目17号線を北進し、国道163号との交点に至り、同点から国道163号を東進し、清滝橋北詰先の市道清滝下田原線との交点に至り、同点から市道清滝下田原線を東進し、讃良川との最北の交点に至り、同点から讃良川を北進し、起点に至る線で囲まれた区域及び四條畷市と奈良県、国道163号との境界線の接点を起点とし、同点から国道163号を西進し、市道田原中央線との交点に至り、同点から市道田原中央線を南進し、市道大谷地線との交点に至り、同点から市道大谷地線を西進し、府道中垣内南田原線との交点に至り、同点から府道中垣内南田原線を西進し、府道大阪生駒口線との交点に至り、同点から府道大阪生駒口線を東進し、奈良県と四條畷市との境界線との交点に至り、同点から奈良県と四條畷市との境界線を東進し、起点に至る線で囲まれた区域
期間　平成28年11月1日から令和8年10月31日まで
面積　約774ヘクタール

31 東大阪特定猟具使用禁止区域

区域　東大阪区域内、大東市と東大阪市の境界線及び府道大阪生駒線の西側の交会点を起点とし、順次、大東市と東大阪市の境界線、大阪府と奈良県の境界線、東大阪市と八尾市の境界線、東大阪市道石切枚岡高安線、府道枚岡停車場線、近畿日本鉄道奈良線、市道石切東44号線、市道石切東34号線、市道布市日下線、市道孔舎衙東32号線、市道孔舎衙東29号線、市道孔舎衙東31号線及び府道大阪生駒線の西側の路線を経て起点に至る線で囲まれた区域以外の区域
期間　平成29年11月1日から令和9年10月31日まで
面積　約4,731ヘクタール

32 八尾特定猟具使用禁止区域

区域　八尾市道南高安73号線の終点を起点とし、順次、八尾市と柏原市の境界線、八尾市と藤井寺市の境界線、八尾市と松原市の境界線、八尾市と大阪市の境界線、八尾市と東大阪市の境界線、八尾市道高安1号線、市道高安3号線、近畿日本鉄道信貴線、市道南高安26号線、市道南高安23号線、荒川、市道東高安安中線、市道南高安217号線、市道南高安198号線、市道南高安6043号線、市道南高安58号線、市道南高安6030号線、市道南高安6029号線、市道高安55号線、市道南高安54号線、市道南高安75号線、市道南高安6018号線、市道南高安68号線、市道南高安73号線を経て起点に至る線で囲まれた区域
期間　平成29年11月1日から令和9年10月31日まで
面積　約3,315ヘクタール

33 柏原市特定猟具使用禁止区域

区域　柏原市全域
期間　平成29年11月15日から令和9年11月14日まで
面積　約2,539ヘクタール

34 羽曳野・藤井寺特定猟具使用禁止区域

区域　府道堺大和高田線と国道170号の交点を起点にし、国道170号、府道堺羽曳野線、府道大阪羽曳野線及び府道堺大和高田線を経て起点に至る線で囲まれた区域
期間　平成27年11月15日から令和7年11月14日まで
面積　約250ヘクタール

35 羽曳野市特定猟具使用禁止区域

区域　羽曳野市、藤井寺市、柏原市との境界線の接点を起点として、羽曳野市、柏原市との境界線、同境界線と府道柏原駒ヶ谷千早赤阪線との交点、同府道を南進し、羽曳野市と富田林市の境界線に至り、同境界線を西進し、羽曳野市と堺市美原区の境界線、羽曳野市と松原市の境界線、羽曳野市と藤井寺市との境界線、同境界線と国道166号線との交点、同国道を東進し、府道枚方富田林泉佐野線を北東進し、同府道と羽曳野市と藤井寺市との境界線の交点に至り、同境界線を経て起点に至るまでの線で囲まれた区域並びに堺市美原区内の飛地（ただし堺市特定猟具使用禁止区域を除く）
期間　平成29年11月15日から令和9年11月14日まで
面積　約2,095ヘクタール

36 羽曳野市誉田特定猟具使用禁止区域

区域　羽曳野市と柏原市との境界線と西名阪自動車道との交点（東側）を起点として、同境界線を北東進し、西名阪自動車道に至り、同自動車道を西進し、起点に至るまでの線で囲まれた区域
期間　平成29年11月15日から令和9年11月14日まで
面積　約6ヘクタール

37 堺市特定猟具使用禁止区域

区域　堺市と高石市の境界線と阪神高速湾岸線との交点を起点とし、同線を北東進して堺市と大阪市の境界線に至る線よりも海側を除くすべての市域
期間　平成30年11月15日から令和10年11月14日まで
面積　約13,300ヘクタール

38 大阪狭山特定猟具使用禁止区域

区域　大阪狭山市全域
期間　令和2年11月15日から令和12年11月14日まで
面積　約1,192ヘクタール

39 富田林特定猟具使用禁止区域

区域　富田林市と千早赤阪村との境界線と府道東阪三日市線の交点を起点として、同府道を西進、府道甘南備川向線との合流点から南進し、甘南備16号農道との交点まで至り、同農道を経て、富田林市と河内長野市との境界に至る。同市境を西進し、同市境と富田林市道竜泉1号線の交点から、同市道を北上し、府道甘南備川向線を経て、国道309号に至り、同国道を西進し、石川右岸まで至り、同岸を南進し、河内長野市の境界線に至る。同市境を北上し、大阪狭山市、堺市美原区、羽曳野市、太子町、河南町、及び千早赤阪村の境界線を経て起点に至る線で囲まれた区域
期間　平成29年11月15日から令和9年11月14日まで
面積　約3,200ヘクタール

40 富田林特定猟具使用禁止区域

区域　大阪府と奈良県との境界線と、太子町と羽曳野市との境界線の交点を起点とし、大阪府と奈良県との境界線、国道166号、国道166号とグリーンロードとの接点から狩場池の西側を経て山田浄水場に至る線、山田浄水場から田畑と山林の境界線を進み、南今池の西側、今池の東側、薬師寺、町道畑竹内線（グリーンロード）を経て、同畑竹内線（グリーンロード）と、太子町と河南町との境界との接点に至る線、太子町と河南町との境界、府道柏原駒ヶ谷千早赤阪線、同美原太子線、町道太子葉室線、同太子葉室線と同向少路葉室線との交点から市街化区域線を経て国道166号に至る線、国道166号、府道香芝太子線、近鉄南大阪線、太子町と羽曳野市との境界線を経て起点に至るまでの線で囲まれた区域
期間　平成27年11月15日から令和7年11月14日まで
面積　約840ヘクタール

41 石川特定猟具使用禁止区域

区域　石川河川区域のうち、石川右岸堤防と河南町大字一須賀地区と富田林市西条町1丁目地区との境界線を起点とし、同堤防を南下し、河南町大字山城地区と富田林市大字北大判地区との境界線を経て起点に至る線で囲まれた区域
期間　平成28年11月1日から令和8年10月31日まで
面積　約10ヘクタール

42 河南特定猟具使用禁止区域

区域　河南町と太子町との境界線と府道柏原駒ヶ谷千早赤阪線の交点を起点として、河南町と太子町との境界線、町道平石山田線、府道竹内河南線、梅川、馬谷川、町道長坂穴虫橋線、府道柏原駒ヶ谷千早赤阪線を経て起点に至る線で囲まれた区域
期間　令和3年11月15日から令和13年11月14日まで
面積　約370ヘクタール

43 平石地区特定猟具使用禁止区域

区域　大阪府と奈良県との境界線と河南町と太子町との境界線の交点を起点とし、大阪府と奈良県との境界線、府道竹内河南線、町道平石山田線及び河南町と太子町との境界線を経て、起点に至る線で囲まれた区域
期間　令和3年11月15日から令和13年11月14日まで
面積　約96ヘクタール

44 河南西部特定猟具使用禁止区域

区域　河南町と富田林市の境界線と府道富田林五条線の交点を起点とし、河南町と富田林の境界線、河南町と千早赤阪村の境界線、府道富田林五条線を経て起点に至る線で囲まれた区域
期間　平成27年11月15日から令和7年11月14日まで
面積　約108ヘクタール

45 中地区特定猟具使用禁止区域

区域　府道柏原駒ヶ谷千早赤阪線と町道白木神山線の交点を起点とし、府道柏原駒ヶ谷千早赤阪線、河南町と千早赤阪村の境界線、府道富田林五条線、町道白木神山線を経て起点に至る線で囲まれた区域
期間　平成27年11月15日から令和7年11月14日まで
面積　約96ヘクタール

46 さくら坂・河内地区特定猟具使用禁止区域

区域　府道竹内河南線と府道上河内富田林線の交点を起点として、府道竹内河南線、府道竹内河南線を町道寛弘寺竹ノ内線の交点から更に約200メートル東に進んだ所から平石川に向かって南下している農道、平石川、町道持尾白木線、町道滝谷平石線、府道上河内富田林線、国道309号線、河南町と千早赤阪村の境界線、府道柏原駒ヶ谷千早赤阪線、町道上河内馬谷線、馬谷川、府道上河内富田林線（白木バイパス）、府道上河内富田林線を経て起点に至る線で囲まれた区域
期間　平成27年11月15日から令和7年11月14日まで
面積　約462ヘクタール

47 千早赤阪特定猟具使用禁止区域

区域　千早赤阪村と富田林市と河南町との境界を起点とし、千早赤阪村と河南町との境界沿いに約5,154メートル南東進し、町村境界と国道309号の交点から約182メートル北東進して標高303.1メートルの丘に至る。同所から尾根沿いに約329メートル南南東進して標高319.8メートルの丘に至り、同所から尾根伝いに約173メートル西進して川に至り、同所から川沿いに約223メートル南進し、同所から尾根伝いに約120メートル西北西進し、同所から谷沿いに約74メートル南西進して林道池ノ谷線の二叉路に至り、同所から林道池ノ谷線を約120メートル南進し、同所から約60メートル西進して林道菖蒲谷線に至り、同所を約67メートル北進して谷筋に至る。同所から谷筋を約135メートル西進して標高350.2メートルの丘に至り、同所から尾根筋を約100メートル北北西進して標高340.5メートルの丘に至り、同所から谷筋を約194メートル北西進して川に至り、同所から尾根筋を約150メートル南西進して標高313メートルの丘に至る。同所から谷筋を約167メートル北西進して川に至り、同所から尾根筋を約142メートル西進して標高300メートルの丘に至る。同所から谷筋を約104メートル西進し、川に至る。同所から谷筋を約100メートル西進し村道水分二河原辺線と農道足谷線との交点に至り、同所から農道足谷線を南東進し終点に至る。同所から約110メートル南南東進し林道足谷線と農道尾根田線の交点に至る。同所から農道尾根田線を約834メートル北西進し、小字マンデンと小字ナシガタとの境界に至る。同所から、小字城の谷と小字楠の尾と小字城の谷の川筋との交点に至る線、小字城の川筋、小字城の谷の川筋と小字城の谷と小字坊領山との境界との交点、小字城の谷と小字坊領山との境界、小字不本見山と小字坊領山との境界、小字不本見山と小字宮山との境界、小字不本見山と小字栗木谷との境界、農道猫路線、村道上東阪支線、府道富田林五条線農道百々戸線、村道東阪中津原線、村道柿花八国線を経て、村道柿花八国線を約351メートル南東進し、同所から二叉を東進し、林道奥代線に至り、同所から約125メートル南進し、同所から村道御倉大峯線の終点に至る線、同所から上池北端に至る線、上池北端から府道中津原寺元線と村道小吹西峰線との交点に至る線、府道中津原寺元線、千早赤阪村と河内長野市との境界線、千早赤阪村と富田林市との境界線及び千早赤阪村と富田林市と河南町との境界の交点で囲まれた区域
期間　令和3年11月1日から令和13年10月31日まで
面積　約1,055ヘクタール

48 河内長野北特定猟具使用禁止区域

区域　国道310号と河内長野市、大阪狭山市の境界線の交点を起点とし、同国道を南進し、大阪外環状線に至り、同線を南西に進み、工業団地前交差点に至る。同交差点から国道170号を南西に進み、水落バス停、小山田交差点を経て、天野少年球技場に至り、市道下里口上条線、市道門前下里線、下里農道を経て河内長野市と堺市の境界に至る。同市境を北東へ進み、河内長野市、堺市、大阪狭山市との交点（北向地蔵）を経て、河内長野市と大阪狭山市との境界を東進して起点に至る線で囲まれた区域
期間　平成30年11月15日から令和10年11月14日まで
面積　約835ヘクタール

49 石仏特定猟具使用禁止区域

区域　河内長野市所在国道371号バイパス、府道加賀田片添線、府道加賀田片添線から市道青葉台ハイツ14号線に至る里道を経て、市道青葉台ハイツ14号線との交点へ至る。同点から266メートル東進し、市道青葉台ハイツ26号線との交点、市道青葉台ハイツ26号線、市道青葉台ハイツ26号線から市道清水惣代石仏線へ至る里道、南青葉台と惣代地区との境界線、河内長野市道清水惣代線、石仏寺から新池に至る小道で囲まれた区域
期間　令和3年11月1日から令和13年10月31日まで
面積　約140ヘクタール

50 高石特定猟具使用禁止区域

区域　阪神高速道路湾岸線と高石市・堺市の境界線北端の交点を起点とし、同境界線を東進し、和泉市との境界線を経て西進し、高石市・泉大津市の境界線と浜寺水路との交点に至る。同点より、阪神高速道路湾岸線沿いを北東進し、起点に至る線で囲まれた高石市の区域
期間　平成29年11月15日から令和9年11月14日まで
面積　約620ヘクタール

51 泉大津特定猟具使用禁止区域

区域　阪神高速湾岸線と泉大津市・高石市の境界線の交差点を起点とし、同境界線上を東進し、和泉市との境界線に至る。同点より泉大津市・和泉市の境界線に沿って南進し、忠岡町との境界線の交点に至る。同点より泉大津市・忠岡町の境界線を北進し、阪神高速湾岸線との交点に至る。同点より阪神高速湾岸線に沿って北東進し、起点に至る線で囲まれた泉大津市の区域
期間　平成29年11月15日から令和9年11月14日まで
面積　約1,200ヘクタール

52 忠岡町特定猟具使用禁止区域

区域　阪神高速道路湾岸線と泉北郡忠岡町・泉大津市の境界線との交流点を起点とし、同境界線上を南東進し和泉市との境界線の交点に至る。同点より、泉北郡忠岡町・和泉市の境界線に沿って南進し、岸和田市との境界線に至る。その交点より、泉北郡忠岡町・岸和田市の境界線上を北西進し、阪神高速道路湾岸線との交点に至る。同点より、阪神高速道路湾岸線を北進し、起点に至る線で囲まれた泉北郡忠岡町の区域
期間　平成29年11月15日から令和9年11月14日まで
面積　約336ヘクタール

53 和泉特定猟具使用禁止区域

区域　市道春木川町2号線と岸和田市との境界を起点とし、府道父鬼和気線、国道480号線を経て、側川橋から市道側川線に入り、林道タダマリ線を経由、同林道の終点（大野町1386）から小川林道の南端に入り、同林道の終点（仏並町1528-4）から林道箕輪支線を経由、同林道の終点（坪井町886）から八ヶ丸山の山頂に至る。同山頂から槇尾山グリーンランドのハイキングコースを下り府道槇尾山仏並線の接点に至り、同点から府道を約300メートル北西進、これより峰づたいに約1,000メートル東へ進み、さらに峰づたいに約1,250メートル北へ進んだ点から直進で東へ約260メートル進み、府道滝畑線に至る。これより尾根をのぼり、峰づたいに和泉市と河内長野市との境界に至る点を終点とする線より北部で、河内長野市、堺市、高石市、泉大津市、忠岡町、岸和田市に囲まれた区域
期間　平成27年11月15日から令和7年11月14日まで
面積　約6,490ヘクタール

54 岸和田特定猟具使用禁止区域

区域　阪神高速道路湾岸線と岸和田市と泉北郡忠岡町の境界線の交点を起点とし、同境界線を南東進し、岸和田市と和泉市との境界線の交点に至る。岸和田市と和泉市との境界線を南進し、府道春木岸和田線との交点に至る。同線を西進し、市道久米田積川線との交点に至る。同線を南進し府道岸和田牛滝山貝塚線との交点に至る。同線を南進し、国道170号線との交点に至る。同線を西進し、府道岸和田港塔原線に至る。同線を北進し、府道大阪和泉泉南線に至る。同線を南西進し、岸和田市と貝塚市との境界線に至り、同境界線を北西進し、阪神高速道路湾岸線に至る。同線を北東進し、起点に至る線で囲まれた区域
期間　平成29年11月15日から令和9年11月14日まで
面積　約3,930ヘクタール

55 海岸寺山特定猟具使用禁止区域

区域　府道大阪和泉泉南線、府道岸和田牛滝山貝塚線、国道170号及び府道岸和田港塔原線で囲まれた区域
期間　令和3年11月1日から令和13年10月31日まで
面積　約1,270ヘクタール

56 貝塚特定猟具使用禁止区域

区域　阪神高速道路湾岸線と、貝塚市と岸和田市の境界線の交点を起点とし、同境界線を南東進し、府道大阪和泉泉南線との交点に至る。同点より府道大阪和泉泉南線を南西進し、貝塚市と泉佐野市の境界線に至る。同境界線を北西進し、阪神高速道路湾岸線に至る。同線を北東進し、起点に至る線で囲まれた区域
期間　平成29年11月15日から令和9年11月14日まで
面積　約880ヘクタール

57 大阪府立少年自然の家特定猟具使用禁止区域

区域　貝塚市木積の市道馬場新蕎原大橋線の大西橋を起点とし、道路を100メートル東進、そこから南へ林道秋山線、渓流の道、東登山道を経て展望台に至る。そこから200メートル南西に進んだところで中登山道との交差に至り、さらに西登山道を尾根伝いに1,350メートル北進し、第一炊飯場に至る。そこから北東へ500メートル道沿いに進んだところで終点大西橋に至る大阪府立少年自然の家の敷地全域
期間　令和元年11月15日から令和11年11月14日まで
面積　約26ヘクタール

58 千石七山特定猟具使用禁止区域

区域　府道岸和田牛滝山貝塚線、国道170号、熊取町道野田泉佐野線、町道五門七山線、町道小垣内七山線、貝塚市と熊取町との境界線、見出川及び府道大阪和泉泉南線で囲まれた区域
期間　令和3年11月1日から令和13年10月31日まで
面積　約688ヘクタール

59 泉佐野特定猟具使用禁止区域

区域　JR阪和線と府道土丸栄線との交点を起点とし、JR阪和線を北東に約750メートル進み、同線と泉南郡熊取町及び泉佐野市との境界線の交点に至る。同境界線を北東及び南東進した後、再び北東進し、同線と貝塚市及び泉佐野市との境界線との交点に至る。同境界線を北西進し、大阪湾との交点に至る。大阪湾と泉佐野市との境界を南西進し、同線と泉南郡田尻町及び泉佐野市との境界線に至る。同境界線を南東及び南西進し、同線と泉南市及び泉佐野市との境界線に至る。同境界線を南及び東進した後、南東進し、同線とJR阪和線との交点に至る。同線を北東進して起点に至る線で囲まれた区域
期間　令和6年11月1日から令和16年10月31日まで
面積　約2,095ヘクタール

60 泉佐野熊取特定猟具使用禁止区域

区域　JR阪和線と府道土丸栄線との交点を起点とし、JR阪和線を北北東に約750メートル進み、同線と泉南郡熊取町及び泉佐野市との境界線の交点に至り、同境界線を北東及び南東進し、町道小垣内七山線との交点に至り、同点から同町道を南東進し、町道野田泉佐野線に至り国道170号、町道五門久保小谷線、町道朝代和田大宮線、府道泉佐野打田線及び府道土丸栄線を経て起点に至る線で囲まれた区域
期間　令和4年11月1日から令和14年10月31日まで
面積　約570ヘクタール

61 熊取中特定猟具使用禁止区域

区域　熊取町と貝塚市との境界線と国道170号との交点を起点とし、国道170号線、町道小谷線、町道小谷六盆線、町道五門久保小谷線、町道朝代和田大宮線、府道泉佐野打田線、泉佐野市との境界線、小屋谷山山頂から町道朝代成合永楽線の終点地点に通じる尾根上の小道及び永楽ダムの堰堤、町道高田桜谷線、町道久保高田線、林道助谷線、林道助谷線の道中から貝塚市との境界線に至る小道及び貝塚市と熊取町との境界線に囲まれた区域
期間　令和元年11月1日から令和11年10月31日まで
面積　約632ヘクタール

62 熊取特定猟具使用禁止区域

区域　町道高田桜谷線と町道久保高田線との交点を起点とし、町道久保高田線、林道助谷線、林道助谷線の終点から貝塚市との境界に通じる小道、貝塚市と泉南郡熊取町との境界線、町道永楽線、泉佐野市との境界に通じる永楽池堤防上の小道、泉佐野市と泉南郡熊取町との境界、小屋谷山から町道朝代成合永楽線と町道永楽線との交点に通じる尾根上の小道及び町道高田桜谷線を経て起点に至る線で囲まれた区域
期間　令和4年11月1日から令和14年10月31日まで
面積　約150ヘクタール

63 田尻特定猟具使用禁止区域

区域　府道泉佐野岩出線と泉南郡田尻町と泉佐野市との境界線の交点を起点とし、同境界線を南東進した後西進し、同境界線と泉南市との境界線の交点に至る。同点より泉南郡田尻町と泉南市の境界線を北西進し、同境界線と府道泉佐野岩出線の交点に至る。同点より府道泉佐野岩出線を北東進して起点に至る線で囲まれた田尻町の区域
期間　平成29年11月15日から令和9年11月14日まで
面積　約232ヘクタール

64 泉南特定猟具使用禁止区域

区域　府道泉佐野岩出線と泉南市と泉南郡田尻町との境界線の交点を起点とし、同境界線を南東進し泉南市と泉佐野市との境界線の交点に至る。泉南市と泉佐野市との境界線を南進し、阪和自動車道に至る。同道路を南西進し、林道お菊松線との交点に至る。同点から林道お菊松線を南進し750メートルの地点から西進し林道高倉線との交点に至る。同点から林道高倉線を500メートル南進し、同地点から岡垣戸池の東端を線で結び、同線と林道六尾線との交点に至る。同点から林道六尾線を北西進し、府道泉佐野岩出線に至る。同線を北進し阪和自動車道に至る。同道路を南西進し、泉南市と阪南市の境界線に至る。同点より泉南市と阪南市の境界線を北西進し、府道堺阪南線との交点に至る。同点から同線を東進し府道泉佐野岩出線の交点に至る。同点より府道泉佐野岩出線を北東進して起点に至る線で囲まれた区域
期間　平成29年11月15日から令和9年11月14日まで
面積　約2,240ヘクタール

65 堀河特定猟具使用禁止区域

区域　府道泉佐野岩出線と市道童子畑堀河線の交点を起点とし、市道童子畑堀河線を東進し、泉南市童子畑簡易水道浄水場に至る。同浄水場より山頂に上がり尾根伝いに北進し、林道高倉線を経て、お菊松に至る。同場所より尾根伝いに東進し、殿尾山無人気象観測所を経て、泉南市と泉佐野市の境界線を南進し、和歌山県との境界点に至る。同点より境界線に沿い南西進し、信達南無線中継所に至る。同場所より尾根伝いに南西進し、府道泉佐野岩出線と堀河ダム管理用道路との交点に至る。同点より府道泉佐野岩出線を北進し、起点に至る線で囲まれた区域
期間　令和元年11月15日から令和11年11月14日まで
面積　約522ヘクタール

66 男里川河口特定猟具使用禁止区域

区域　市道りんくう南17号線と府道（新）泉佐野岩出線との交点を起点として、同線を南進し府道堺阪南線との交点に至る。堺阪南線を南西進し、市道尾崎下出線との交点に至る。同線を北西進し、市道東鳥取2号線との交点に至る。同線を東進し、市道東鳥取1号線との交点に至る。同線を約90メートル北西進し、私鉄南海線との交点より市道尾崎20号線を340メートル更に北西進して、市道尾崎25号線との交点に至る。同線を約130メートル南西進した後、尾崎港沿いに防潮堤管理用道路を約160メートル北西進し、大阪湾との交点より海岸線沿いに北東進し、男里川河口部左岸外周線の北端部に至る。同点と男里川河口部右岸外周部の北端部を最短線で結び、泉南市側防潮堤管理用道路との交点に至る。同道路を約200メートル東進し、焼却場裏門通路に至る。同通路を南東進し、りんくう南17号線に至る。同線を東進し起点に至る線で囲まれた区域の内、男里川河口部左右岸北端部より上流府道堺阪南線の男里川橋まで、左右岸堤防で囲まれた河川区域を除く区域
期間　平成27年11月15日から令和7年11月14日まで
面積　約161ヘクタール

67 阪南特定猟具使用禁止区域

区域　大阪湾の海岸線と尾崎港の西端の交点を起点とし、尾崎港の西端沿いに防潮堤管理用道路を210メートル南東進し、市道尾崎25号線との交点に至る。同線を210メートル北東進し、市道尾崎20号線との交点に至る。同線を340メートル南東進し、南海電鉄南海線との交点より市道東鳥取1号線を90メートル南東進し、市道東鳥取2号線との交点に至る。同線を西進し、市道東鳥取5号線との交点に至る。同線を南東進し府道和歌山阪南線との交点下出北交差点に至る。同点より府道和歌山阪南線に沿って南西進し、泉南郡岬町との境界線に至る。阪南市・泉南郡岬町の境界線上を北進し、海岸線に至る。同点より海岸線に沿って北東進し、起点に至る線で囲まれた区域
期間　平成29年11月15日から令和9年11月14日まで
面積　約348ヘクタール

68 大阪湾特定猟具使用禁止区域

区域　阪神高速道路湾岸線と大阪府及び兵庫県の境界線との交点を起点とし、同点から同湾岸線を南進して大阪市、堺市、高石市、泉大津市、泉北郡忠岡町、岸和田市、貝塚市を経て、貝塚市と泉佐野市との境界線の交点に至る。同点から同境界線上を西進し、海岸線沿いに南進し、泉佐野市と泉南郡田尻町との境界線の交点に至る。同点より、同境界線上を南東進し、府道泉佐野岩出線との交点に至る。同点より同線を南西進し、泉南郡田尻町を経て、泉南市域のりんくう南浜緑地沿道道路との交点に至る。同点より同道路を北西進し、海岸線との交点に至る。同点から関西国際空港へ向け、阪南港泉佐野沖防波堤灯台（北緯34度25分57秒、東経135度19分14秒）から250度8,850メートルの地点まで引いた線、同地点から321度500メートルの地点まで引いた線、同地点から関西国際空港第2期空港島南西端に引いた線、同地点から陸岸線沿いを北西進、北東進、南東進し、関西国際空港第2期空港島南東端に至る。同点から141度1,950メートルの地点まで引いた線、同地点から79度2,680メートルの地点まで引いた線、同地点から47度3,340メートルの地点まで引いた線、同地点から26度7,200メートルの地点まで引いた　線、同地点から310度7,500メートルの地点まで引いた線、同地点から起点まで引いた線で囲まれた区域
期間　平成29年11月1日から令和9年10月31日まで
面積　約24,902ヘクタール

69 泉佐野中特定猟具使用禁止区域

区域　JR阪和線と府道土丸栄線との交点を起点とし、同線を東南進し、府道泉佐野打田線を経て泉南郡熊取町との境界線との交点を東南進した後、阪和自動車道に至る。同道路を南西進し、泉南市との境界線との交点に至り、同点から泉南市と泉佐野市との境界線を北西進し、JR阪和線との交点に至る。同線を北東進して起点に至る線で囲まれた区域
期間　平成28年11月1日から令和8年10月31日まで
面積　約660ヘクタール

70 泉南市農業公園特定猟具使用禁止区域

区域　市道石谷池府道線終点を起点とし、泉南市農業公園の敷地に沿って西進、泉南市農業公園外周道路に沿って南進し、幡代2001番地から2025番地までを含む、かるがもの里敷地界に沿って起点に至る線で囲まれた区域
期間　平成28年11月15日から令和8年11月14日まで
面積　約33ヘクタール

71 岬町特定猟具使用禁止区域

区域　国道26号線と泉南郡岬町・阪南市の境界線の交点を起点とし、同境界線上を約1.5キロメートル南進した開発地の境界地点から直線で町道別所畑連絡線終点に至る。さらに同点から南西に直進し番川との交点に至る地点から同川に沿って北進、国道26号線との交点に至る。同点から直線で岬高校南側境界線に至り、さらに直線で南海電鉄深日変電所境界に至る。同点から直線で南海電鉄南海線沿いを南進し林道棟合線との交点に至る。同点から林道棟合線を経て町道大町線終点と国道26号線との交点に至る。同点から国道26号線に沿って北進し、南海橋に至る地点から町道緑5中央線終点、町道緑ヶ丘団地1号線終点、町道岬カントリー連絡線終点、町道小田平西1号線終点をそれぞれ直線で結び、さらに直線で府道木ノ本岬線と町道小山田線との交点に至る。同府道東端を南進し、石砂坪橋に至り、同点から直線で興善寺南側境界線に至り、さらに直線で町道西畑線と山に入っている道との合流点に至る。同点から同線を北進し、楠木橋を渡って府道岬加太港線との交点に至る。さらに同府道を北西進し、和歌山県境界線との交点に至る。同境界線上を西進し、海岸線に至った地点から海岸線に沿って北東進し泉南郡岬町・阪南市の境界に至る。さらに同境界線に沿って南進し、起点に至る線で囲まれた区域
期間　平成28年11月15日から令和8年11月14日まで
面積　約946ヘクタール

72 彩都西部特定猟具使用禁止区域

区域　箕面市、彩都やまぶき五丁目及び大字粟生岩阪との交点を起点とし、そこから彩都やまぶき五丁目から彩都やまぶき四丁目にかけて大字粟生岩阪との境界線を東進し、彩都やまぶき四丁目から彩都やまぶき二丁目にかけて大字粟生岩阪との境界線を南進し、彩都やまぶき二丁目から彩都あさぎ七丁目にかけて大字宿久庄との境界線を南進して彩都あさぎ六丁目、彩都あさぎ七丁目及び大字宿久庄との交点に至り、そこから彩都あさぎ六丁目と大字宿久庄との境界線を5メートル東進し、その地点から彩都あさぎ六丁目15番地から14番地にかけて彩都あさぎ六丁目16番地との境界線を南進して彩都あさぎ六丁目と彩都あさぎ四丁目との交点に至り、そこから彩都あさぎ六丁目から大字宿久庄にかけて彩都あさぎ四丁目との境界線を南進し、宿久庄四丁目から宿久庄七丁目にかけて彩都あさぎ四丁目との境界線を西進して箕面市との境界に至り、茨木市と箕面市との境界線を北進して起点に至る各線で囲まれた区域
期間　令和4年11月15日から令和14年11月14日まで
面積　約149ヘクタール

73 岬町多奈川地区多目的公園特定猟具使用禁止区域

区域　町道多目的公園1号線と東川の交差点を起点として岬町いきいきパークみさきの境界に沿って北進し、多奈川東畑199番地に接する里道と交わり、同点から同公園の境界に沿って西進し、多奈川ビオトープに至る。同ビオトープ、調整池の東側山麓を北進し、林道犬飼線と交わり、同点からいきいきパークみさきの境界に沿って西進し、林道粉谷線と交わり、同点からいきいきパークみさきの境界に沿って南進し、同公園南端に接する大阪府有地の多奈川谷川3351番地の43、3351番地の112、多奈川東畑1463番地の1と多奈川谷川3351番地の1、3350番地の1、3351番地の2の境界を東進し、多奈川東畑石橋地区西ノ谷の北側山麓を東進し、西ノ谷入口から東川西側山麓を北進し、町道多目的公園1号線に至る線で囲まれた多奈川地区多目的公園の区域
期間　令和6年11月1日から令和16年10月31日まで
面積　約128ヘクタール

74 彩都中部特定猟具使用禁止区域

区域　大字粟生岩阪、彩都あかね及び大字佐保との交点を起点とし、そこから彩都あかね4番から彩都あかね3番にかけて大字佐保との境界線を東進し、彩都あかね3番と大字佐保との境界線を南進し、彩都あかね、大字佐保及び大字宿久庄との交点に至り、そこから彩都あかね3番から彩都あかね2番にかけて大字宿久庄との境界線を南進し、彩都あかね2番から彩都あかね4番にかけて大字宿久庄との境界線を北進して起点に戻る各線で囲まれた区域
期間　令和4年11月15日から令和14年11月14日まで
面積　約63ヘクタール

75 富田林伏見堂特定猟具使用禁止区域

区域　市道彼方2号線と市道伏見堂3号線との交点を起点とし、市道伏見堂3号線を東進し、同市道の終点に至る。同点から農道を東進し、里道との交点（彼方配水池入り口）に至る。同点から同里道を約700メートル南進し、同点から直線で顕昭寺参道の終点に至る。同点から同参道を西進し、市道横山2号線終点に至る。同点から同市道を北西進し、市道彼方2号線との交点に至る。同点から同市道を北進し、起点に至る線で囲まれた区域
期間　令和5年11月1日から令和15年10月31日まで
面積　約28ヘクタール